平成２４年（フ）第９１７５号
東京都新宿区上落合２丁目25―６―102
債務者　榊原　　努
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１８２号
東京都府中市本宿町１丁目18―３―202
債務者　山本万里子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目15番21号
ヴィラさがみ野Ａ203
債務者　安藤　　薫
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８６号
横浜市港南区上永谷１丁目28番４号　鈴木方
債務者　中村喜代子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８８号
横浜市港北区大豆戸町110番地　608
債務者　萩原　敏郎
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５９６号
横浜市旭区今宿西町450番地　コモンスクエアＤ203
債務者　荒井　孝子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７７号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中16棟107号
債務者　平野　進次
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７９３号
東京都昭島市宮沢町２丁目７番38号フォレストパレー宮沢Ｅ―１
債務者　萱　　直美（旧姓森山）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０２３号
大阪市大正区千島１丁目23番64号
債務者　樋口　摩耶（旧姓水島）
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９号
愛媛県西宇和郡伊方町二名津200番地
債務者　金森　眞弓
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第７５６号
東京都あきる野市二宮1142番地11
債務者　浅見　昭雄
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
石川県七尾市和倉町ひばり２丁目84番地１
ラークハイツ302号、従前の住所石川県白山市森島町あ44番地５
債務者　無量江隆弘
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午前11時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３５０号
栃木県宇都宮市清原台５丁目35番27号
債務者　大橋　孝男
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６３号
栃木県宇都宮市中央３丁目５番18号、前住所栃木県宇都宮市上田町918番地45
債務者　濵野　礼子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０９号
栃木県小山市犬塚３丁目32番地１　県営犬塚住宅312号
債務者　宮尾　裕司
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係